

令和5年6月20日

第6回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第6回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月20日(火) 午後2時00分から午後3時01分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(17名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(15名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

14番 佐藤美由紀委員、17番 松本太委員

農地利用最適化推進委員

22番 武藤善朗委員、26番 石川重彦委員、28番 佐藤洋三委員、

35番 遠藤康子委員

5 遅参委員

農業委員

13番 佐藤孝志委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第35号 現況確認証明申請について

第4 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第9 議案第41号 二本松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進
に関する指針」の改正について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田匡史 農地係 筒崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第6回二本松市農業委員会を開
会いたします。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員19名中14名で定足数に
達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、14番佐藤美由紀委員、17番松本太委員、22番 武藤善朗委員、
26番石川重彦委員、28番佐藤洋三委員、35番遠藤康子委員からそれぞれ
欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

なお、13番佐藤孝志委員は遅参する旨、届出がありましたのでご報告いた
します。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ
くことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、15番遠藤伝栄委員、16番馬場利正委員の兩名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第3、議案第35号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書3ページをご覧ください。

議案第35号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年6月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平　貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・原野、面積2,883平方メートル、非農地の事由・20年以上前から耕作して

おらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・XXXXXXXXXX外3筆、登記地目・田、畑、現況地目・原野、山林、面積計7,718平方メートル、非農地の事由・20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤です。6月6日の午前9時から、大内和長委員それから遠藤康子推進委員、事務局からは高根局長、それから長谷川職員と現地を確認いたしました。事務局の説明とおりの登記地目は田んぼでありましたが、現況は原野ということで、みんなで確認して参りました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

3番（大内和長）委員 3番、大内です。議案第35号番号2について調査結果を報告いたします。

6月6日9時40分から私と農業委員の遠藤伝栄さん、推進委員の武藤健之さん、事務局から高根局長と長谷川さんにご出席いただきまして、現地を確認いたしました。20年以上耕作していないということで、すでに林野化、なお原野化しておりましたので、これは非農地判定やむなしということで判断しま

したので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　議案第35号、番号1及び番号2について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第35号、番号1及び番号2については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第4、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書4ページをご覧ください。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年6月20日提出　　二本松市農業委員会会長　奥平　貢市。

番号1につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の

要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号4につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号5につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号6につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

30番（大石忠雄）委員 30番、大石です。議案36号1番についてご説明します。

6月17日午前9時30分から、松本委員と調査しました。受渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんの同席のもと、現地を確認し、特別問題なく許可相当と判断しました。以上です。

23番（安齋浩一）委員 23番、安齋です。議案第36号2番、3番、4番について調査内容を報告いたします。

まず2番ですが、6月15日、譲渡人の■■■さん、譲受人の■■■さんともに、電話にて申請内容に間違いがないかの確認をしたうえで、6月17日9時30分過ぎから、■■■さん、■■■さん立ち合いのもと、齋藤弘美委員とともに現地の確認を行いました。調査の結果、特に問題がないため、許可相当と考えます。

次に番号3ですが、同じく6月15日、譲渡人の■■■さん、譲受人の■■■さん、ともに電話で確認をいたしまして、6月17日の9時過ぎより、譲受人の■■■さん立ち合いのもと、現地を確認いたしました。調査の結果、特に問題がないため、許可相当と考えます。

続いて番号4ですが、同じく6月15日、譲渡人の■■■さん、譲受人の■■■さん、ともに電話にて確認をいたしまして、6月17日、譲受人の■■■さん立ち合いのもと、齋藤弘美委員とともに現地を確認いたしました。調査の結果、特に問題がないため、許可相当と考えます。皆様の審議よろしくお願いたします。

3番（大内和長）委員 議案36号の番号5について、調査結果を報告いたします。

17日午後1時から、私と推進委員の武藤健之さん、譲受人の■■■取締役の■■■さんに一緒に現地を確認いたしました。なお、譲渡人の■■■さんにつきましては、電話にて申請内容に変わりはないか、間違っていないかということを確認をいたしました。この■■■さんと■■■取締役の■■■さんにつきましては、元々地元で隣同士という関係でございましたので、今回■■■さんの

方から、■■■さんの方にお願ひがあり、■■■さんの方が引き受けたというふうな、ことになったと、いうふうなことをございました。特に問題はないと判断しましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第36号6について報告します。内容は事務局説明のとおりです。

6月17日に、電話で連絡を取り、18日の朝8時に現地の確認をすることにしました。なお、譲渡人の■■■さんと、譲受人の■■■さんとも当日都合が悪いとのことで、■■■さんの方はお父さんの■■■さんに来てもらい、■■■さんは電話で確認し、内容に間違いのないとのことでした。■■■さんと佐藤一男委員と私の3人で現地の確認となりました。先月に続いての確認でしたので、別に問題は無いであろうとの結論となりましたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

6番（武藤一夫）委員 今回の3条の規定による申請ですが、新規就農の方が4名ほどおるんですが、それぞれどういった形で新規就農になっているのか、ちょっと簡単にお願ひいたします。

事務局 それでは私の方から説明したいと思います。

まず、3条の議案第36号番号1の■■■さんですけれども、■■■

■ってご存じですかね。■の奥の方に住んでいらっしゃる方なんですが、その方の自宅のすぐ上の方に、農地がありまして、こちらのほうで、面積がちょっと狭いんですけど、手作業で畑を作りたいということで取得されます。

それから、議案36号の番号3の■さんという方なんですけれども、■にお住まいの方で、元県の職員の方なんですけど、ご自宅の裏のほうに、前から借りてて、自分で耕してはいたんですけども、今回新たにその方から買って、農地として使うという方です。

それから、同じく議案36号のナンバー4の■さんという方なんですけれども、こちらの方も、今説明した■さんの近くの土地なんですけど、こちらのほう前から、持ってる方が■の方なんですけれども、前から借りてて、使ってたかたもんですから、今回新たに取得して、畑として使いたいということです。

それから最後に、ナンバー6の■さんという方なんですけど、今■に住んでいる方なんですけど、先月あったと思うんですけど、新たに家を建てて引っ越して来るということで、実家のすぐ隣に家を建てるとということで、先月可決された方なんですけども、その周りに畑がありまして、そこも一緒に今度買って、畑として使うということで、2筆あるんですけど、1カ所は新しく作る家の周り、あと1カ所は実家に入って行くところの三角地だと思いますけど、近くの方が持っている農地があったので、一緒に取得するというので、新たに

農業を始めるという方です。以上です。

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか、その他質問等ございますか。

無いようですので採決いたします。

議案第36号、番号1から番号6について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第36号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第5、議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書6ページをご覧ください。

議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年6月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平　貢市。

番号1、農業経営を開始するにあたり、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することが

できると判断されるものであります。

番号2、既存駐車場及び、住宅内の収納スペースが手狭であるため、申請地に駐車場、物置を設置します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張のために行われるものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号3、議案第39号番号14と同一事業になります。事後申請になります。昭和62年頃から使用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

16番（馬場利正）委員 16番、馬場です。議案37号1について調査報告をいたします。

17日8時30分より現地において、伊藤委員、申請人の■■■■さんと3人で現地確認をいたしました。内容については事務局説明のとおりであります。この件は2月に農振除外が認められておりまして、書類上はなんら問題ありませ

んが、[]さんの説明によりますと、土建業をやっておる関係上、1年ほどかけて造成を行った上で建設をするということでありましたので、少し注視していきたいと思っておりますが、なんら問題なく許可適当と判断いたしましたので皆さんのご審議よろしく申し上げます。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋です。議案第37号番号2について調査内容を報告します。

6月17日1時30分より、野地太郎さん、佐藤孝さんとともに3人で、申請人の[]さんは都合が悪いということで、行政書士の[]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。この案件は、議案第13号番号6について農振地除外の申請があった土地でございます。調査の結果、特に問題がないため、許可適当と考えます。よろしく申し上げます。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第37号番号3について調査内容を報告いたします。

13日10時から、遠藤康子推進委員とともにですね、[]、まあ日中仕事なものですから、電話で確認しておりまして、行政書士の[]さんに来ていただきまして、現地で話をお伺いいたしました。議案第39号の14と同一事業ということで、あとで話しますが、昭和62年頃、屋敷の中で道路が無かったということで、車の通れるような道路を作りたいということで、屋敷、集落内で話し合いをしまして、お互い土地を出し合いながら、道路を作ったとい

う過程のもとで、息子さんらは当然こういった手続き、終わってるかなという風に思っていたんですが、全くされてなかった、ということで今回の申請になったところでございます。まあなんともしょうがなく、許可するしかないのかなと思ってまいりました。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第37号、番号1から番号3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第37号、番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第6、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書7ページをご覧ください。

議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に

ついて。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和5年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、工事内容の変更により、一時転用の期間を延長します。

番号2、議案第39号番号12と同一事業になります。譲渡人は作業所及び資材置場の設置を計画しましたが、社会情勢の変化等により事業を断念し、譲受人が買い受け、太陽光発電設備用地として利用します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案第38号番号1について調査内容を報告いたします。

6月13日に、貸付人の■■■■さんと、借受人の■■■■の担当者■■■■さんから内容を聞き取り、17日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、橋の補強工事の工期延長ということなので、事業計画変更はやむを得ないと考えますのでご審議よろしく願いいたします。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第38号番号2についてご説明いたします。

■■■■さんには、電話で確認したんですが、15日の午後1時30分から、
譲受人の株式会社 ■■■■の ■■■■事業所担当の ■■■■
■■■■さんにですね、現地を案内いただき、内容を説明を受けました。内容につ
きましては、事務局説明のとおりということで、許可適当と考えました。皆さ
んのご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、それでは採決いたします。

議案第38号、番号1及び番号2について、原案のとおり承認することに賛
成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第38号、番号1及び番号
2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（午後2時34分 13番佐藤孝志委員 入室）

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第39号「農地法第5条第1
項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和 5 年 6 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号 1、申請地周辺の市街地化が進んでおり、共同住宅の需要が見込まれるため、申請地に共同住宅を建築します。汚水は公共下水道に排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、既存駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場の増設を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第 1 種農地と判断されますが、既存施設の拡張のために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 3、既存資材置場が手狭であるため、申請地に資材置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書 10 ページをご覧ください。

番号4、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号6、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号7、事後申請になります。昭和46年頃に建築した住宅敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

議案書11ページから12ページをご覧ください。

番号8、一時転用になります。既存資材置場及び、作業場が不足するため、申請地に資材置場、クレーン作業場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断され

るものであります。

番号9、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号10、申請地周辺の市街地化が進んでおり、建売分譲住宅の需要が見込まれるため、申請地に建売分譲住宅を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地の市街地内農地と判断されるものであります。

番号11、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号12、議案第38号番号2と同一事業になります。再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号13、事後申請になります。昭和50年頃から使用していた申請地が違反用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号14、議案第37号番号3と同一事業になります。事後申請になります。昭和62年頃から使用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号15及び番号16、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案39号の1番から3番について調査内容を報告します。

6月17日午前10時より推進委員の大石忠雄さんとともに譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんと施工主さんの■■■■の■■■■さんから、聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局のご説明のとおりです。現地

は宅地化が進んでいるところで、名ばかりの地目であり、排水も市道の排水路があり特に問題がないため、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願
いします。

続いて2番の調査内容を報告します。6月16日、まあ夕方なんですけども
午後7時頃、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんから電話にて聞き
取りを行いました。次の日17日の午前11時頃、推進委員の大石忠雄さんと
ともに現地の確認を行いました。内容は事務局説明のとおりです。駐車場とい
うことで、周りの作物も栽培されておらず、排水もまあ問題ありません。調査
の結果特に問題がないため、許可適当と考えます。またこの案件は2月の総会
にて二本松農業振興地域整備計画の変更除外について許可された案件です。皆
様のご審議よろしくお願います。

続いて3番、同じく6月16日午後7時頃電話にて譲渡し人■■■■さん、
■■■■さん、■■■■さんから聞き取りを行うつもりでしたが、■■■■さん■■■■
さんとは連絡が取れず、また、■■■■さんからは聞き取り調査を行いました。譲
受人の■■■■の■■■■さんは電話にて連絡しましたが、連絡が取れず、
次の日午前9時に行政書士の■■■■さんに連絡を取り、譲渡人と■■■■さん、
■■■■さんの確認を取り、譲受人の■■■■の■■■■さんも■■■■さんから確認を
取りました。明日17日午前10時30分頃、推進委員の大石忠雄さんととも
に現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。周りが作物栽培
されてなく特に問題がなく許可適当と考えます。またこの案件は2月の総会に

て二本松農業振興地域整備計画の変更除外について許可された案件であります。

皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

20番（菊地清吉）委員 20番、菊地です。議案第39号番号4、5、6、7について調査結果を報告いたします。

まず初めに番号4についてですが、6月17日9時から行政書士の[]さんと松本太委員と私3人で現地の確認をしました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんには電話にて確認し、議案内容に間違いのないことでした。調査結果特に問題なく許可相当と判断します。

次に番号5について報告します。6月17日9時20分から行政書士の[]さんと松本太委員と私3人で現地確認をしました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんには電話で確認し、議案内容に間違いのないことでした。特に調査結果問題なく許可相当と判断しました。

次に番号6について報告します。6月18日9時から行政書士の[]さんと松本太委員と私3人で現地確認をしました。譲渡人の[]さん譲受人の[]さんには電話にて確認し、議案内容に間違いのないことでした。調査結果特に問題なく許可相当と判断しましたが、現地が傾斜地であり、かなりの土を搬出することになるので、季節柄、工事の土砂流出には十分注意するよう願いました。

次に番号7について報告します。6月17日9時40分から、行政書士の[]さんと松本太委員と私3人で現地確認をしました。譲渡人の[]さん、

譲受人の■■■■さんには電話にて確認し、議案内容に間違いのないことでした。申請地は50年以上前から宅地内にあり、面積も一坪もなく、■■■■さん■■■■さん連名で顛末書も出ておりますので、許可やむなしと判断しました。皆様の審議よろしくお願いたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案39号番号8について調査内容を報告いたします。

6月13日に貸付人の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんと借受人の■■■■の担当者の■■■■さんから内容を聞き取り、17日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、高速道路工事の関連で作業スペースが必要なため工事会社が借り受けるということでした。当該農地は作付けがされておらず、周りへの農地にも影響がないので、一時転用は許可出来ると思いますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番、川口です。議案第39号9番について調査結果をご報告いたします。

6月18日午前10時から渡邊一正委員とともに、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんご夫妻立ち合いいただいて、聞き取り及び現地確認を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果特に問題がないため許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第39号番号10、11につ

続きまして番号13でございますが、譲渡人の[REDACTED]、それから譲受人の[REDACTED]というのですが、[REDACTED]ということで、ここの社長の[REDACTED]さんですね、が立ち合いで出ていただきまして、13日の午前10時から遠藤康子推進委員と行政書士の[REDACTED]さん立ち合いのもと、内容を確認いたしました。それぞれお父さんらが健在の頃、土地の交換をやったということで、本人たちは特にこういった手続き済んでたのかなと、思ってたそうですが、全く口頭だけで、手続きをしないまま現在に至ったということで、顛末書も出ておりますが、なんとか認めていただきたいということでございます。

それから、14番でございますが、これらも第37号の番号3で皆さんに報告いたしましたが、昭和62年頃に、屋敷の中に道路を作ったと、そこでお互いに土地を出し合いながら、道路にしたというわけなんです、この時もこういった手続きをしなかったということでございます。それぞれ顛末書も出ておりなんとか認めていただきたいという内容でございました。

それから番号15でございますが、[REDACTED]さんには電話で確認いたしました。株式会社 [REDACTED] 担当者の [REDACTED] さん、ということで現地で確認し説明を受けました。

16番についても同じ日に現地を確認いたしました。[REDACTED]さんには夜電話で確認いたしました。いずれも許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。ないようですので採決いたします。

議案第39号、番号1から番号16について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第39号、番号1から番号16については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第8、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

今回の告示は、6月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書18ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区4筆、5、624平方メ

ートル。安達地区3筆、5、165平方メートル。合計7筆、10、789平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書16ページの番号1になります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1、番号2につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、議案第40号、番号1及び番号2について採決いたします。

議案第40号、番号1及び番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第40号、番号1及び番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第41号「二本松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第41号二本松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について。

農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定に基づき、二本松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を別紙のとおり改正する。

令和5年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

20ページをご覧ください。

平成30年12月に制定した指針の改正となります。令和5年4月1日に施行された改正農業委員会法の内容を反映し改正するものです。20ページ以降24ページまでが改正した指針となっております。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

よろしいですか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第41号については、原案

のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第6回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後3時01分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年6月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 遠藤 伝栄

署 名 委 員 馬場 利正